

○九州地方整備局告示第136号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年6月23日

九州地方整備局長 岩崎 泰彦

第1 起業者の名称 熊本県

第2 事業の種類 一般国道324号改築工事（知十橋・熊本県上天草市松島町今泉字米ノ山新田地内から同市松島町今泉字御手水地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県上天草市松島町今泉字米ノ山新田、字御領釜及び字御手水地内
- 2 使用の部分 熊本県上天草市松島町今泉字米ノ山新田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県上天草市松島町今泉字米ノ山新田地内から同市松島町今泉字御手水地内までの延長529mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道324号改築工事（知十橋）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道324号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。

指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、熊本県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること及び熊本県内に存することから道路法第13条第1項の規定により熊本県が道路管理者となることなどから、起業者である熊本県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

本路線は、長崎県長崎市を起点とし、長崎県茂木港より天草灘を渡り、熊本県天草郡苓北町、同県天草市、上天草市を經由して、宇城市を終点とする総延長 119.7 k m の主要幹線道路である。

本路線のうち、熊本県内における延長 106.9 k m (以下「当該路線」という。)は、天草下島・上島の北部海岸地域を縦走する主要な幹線道路となっていることから、地域住民の経済活動や通勤等の日常生活を支える社会基盤となっている。

また、当該路線は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき熊本県が策定した「熊本県地域防災計画(地震・津波災害対策編)」において、大規模な地震災害発生時における道路交通ネットワークを構築する「緊急輸送道路ネットワーク」の一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線(以下「現道」という。)のうち、二級河川教良木川に架かる知十橋(橋長 116.8m)は昭和 28 年に架設されたため、老朽化が進行し、橋脚の沈下も発生しており、補修補強等応急的な対策を講じているものの、抜本的な対策にはいたっていない。また、現道は、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)に定める道路幅員を満たしておらず、大型車のすれ違い時には徐行運転を余儀なくされている。さらに、知十橋前後の現道においても、道路構造令に定める最小曲線半径を満たさない区間が存するなど、円滑な自動車交通が阻害されている状況にあり、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、知十橋が架け替えられ、幹線道路としての安全性や防災性が向上するとともに、現道の幅員狭小及び急カーブ区間が解消されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が実施した調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)により、起業者が保護のため特別の措置を講じるべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカワアイガイ、マサゴハゼ等の生息環境への影響が考えられるため学識経験者にヒアリングを行った結果、事業規模が小さいことから、周辺環境へ与える影響は小さいとされている。

植物については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき植物は確認されていない。

なお、本件区間内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、幅員が狭小で老朽化した橋梁とその前後の取付部の線形を改良し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、知十橋の架替及び2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、現道上流側案（以下「申請案」という。）と、現道架替案及び現道下流側案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は他案に比べ用地取得面積が多く、支障物件は中位となるものの、工事期間中の迂回路設置の必要がないことから土地利用に与える影響が小さいこと、仮橋設置、地盤改良及び補強盛土の必要がないことから施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道の知十橋は老朽化し、橋脚の沈下も発生しており、また、現道の線形不良等により円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、上天草市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 熊本県上天草市役所